

第3章 重点整備地区の基本構想

3.1 重点整備地区の区域

(1) 主要な施設の抽出

主要な施設とは、相当数の高齢者、障害者を含む多くの町民が利用すると見込まれる施設で、二宮駅及び南・北駅前広場から徒歩圏内に立地する以下の施設とする。

■主要な施設の設定の考え方

種別	施設名称	選定理由
交通結節点施設	<p>【二宮駅】</p> <p>【北口駅前広場】</p> <p>【南口駅前広場】</p>	<p>町唯一の鉄道駅であり、鉄道利用者は全て二宮駅を利用していると考えられる。</p> <p>町内のバス路線網は、北口及び南口駅前広場を起終点として運行されている。駅周辺には町役場を始めとする公共施設が立地しているほか、商店街や銀行など町民が日常よく利用する施設が集積していることから、鉄道利用者以外の利用も多いと考えられる。</p>
公共施設	<p>【町役場周辺】 (町役場、社会福祉センター)</p> <p>【公民館】</p> <p>【ITふれあい館】</p>	<p>二宮町役場には、行政サービスの他、208人収容できるホールや会議室・研修室などがある社会福祉センターが併設されている。これらの施設は一体的なエリアとして考えることができ、高齢者、障害者を含む不特定の町民が利用する施設群となっていることから、町役場周辺一体を主要な施設として選定した。</p> <p>北口駅前に立地しており、ホール及び和室の利用ができる。学習、集会、仲間づくりの場として子どもからお年寄りまで、不特定多数の町民が利用する施設である。</p> <p>地域における開放型IT利用基盤として、高齢者・障害者等誰もが容易に利用するITふれあいの場となっている。また、町役場の出張所として住民票・印鑑登録証明書・税務諸証明書の発行を受けることが出来るため、高齢者、障害者を含む不特定多数の町民が利用する施設である。</p>

種別	施設名称	選定理由
福祉施設	<p>【生涯学習センターラディアン】 (生涯学習センター、図書館)</p> <p>【保健センター】 (保健センター、社会福祉協議会)</p> <p>【元町老人憩いの家】</p>	<p>収容人員 531 名（障害者スペース 5 席）の多目的ホール、マルチルーム、和室、保育室、情報編集室、ミーティングルーム、展示ギャラリー、図書館を併設した生涯学習センター。交通バリアフリー化に関するアンケートにおいても最もよくいく公共施設となっており、高齢者、障害者を含む不特定多数の町民が利用する施設である。</p> <p>社会福祉協議会を含み、機能訓練室、健康相談室、栄養指導室、保健指導室が併設されている。自主的な町民の保健、健康を支援する施設として高齢者、障害者を含む不特定多数の町民が利用する施設である。</p> <p>老人に憩いの場を提供し、老人が軽易な仕事等を通じて生きがいを高め、心身の健康の増進を図ることができるようにするための施設で、不特定多数の高齢者が利用する施設である。</p>
その他要望施設	<p>【郵便局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二宮郵便局 ・元町郵便局 <p>【二宮駅周辺金融機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・J A 湘南二宮駅前支店 ・中南信用金庫二宮支店 ・さがみ信用金庫二宮支店 ・横浜銀行二宮支店 	<p>ワークショップ等で利用者より、特に要望が多かった施設である。</p>

(2) 重点整備地区の区域設定方針

重点整備地区の区域は、二宮駅を中心とした徒歩圏内(概ね500m～1km圏内)で、「人にやさしい整備計画区域」を基本とし、(1)で抽出した主要な施設を含む範囲を設定する。

(3) 重点整備地区の区域

二宮駅周辺地区における重点整備地区の区域は、二宮駅を中心とした徒歩圏内で、町役場、社会福祉センター、保健センター、生涯学習センターラディアン、公民館、ITふれあい館、二宮郵便局などを含む範囲(約38.5ha)を設定する。

【参考：重点整備地区の要件等】

●重点整備地区の要件(交通バリアフリー法 第2条7)

特定旅客施設を中心として設定される次の要件に該当する地区

- ・特定旅客施設から徒歩で移動できる範囲
- ・高齢者、身体障害者等が日常生活または社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等を含む地区
- ・バリアフリー化の事業が実施されることが特に必要であると認められる地区
- ・バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

●重点整備地区設定の留意事項(移動円滑化の促進に関する基本方針 三・2・(2))

《基本的な考え方》

高齢者、身体障害者等の徒歩又は車いすによる移動の状況、土地利用や諸機能の集積の実態及び将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から、一体性があり、集中的・効果的な取り組みが可能となるような地区とすることが必要である。

《重点整備地区の範囲》

重点整備地区は、特定旅客施設からの徒歩圏内であることを要件としており、特定旅客施設からおおむね500mから1km以内の範囲であると想定されるが、具体的な区域の設定は、高齢者、身体障害者等の特定旅客施設からの移動の状況、施設の分布状況等、地域の実情に応じて判断する必要がある。

《重点整備地区の境界》

重点整備地区の境界は、できる限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

3.2 バリアフリー経路

重点整備地区内で特に多くの人々が利用し、重要な歩行者動線であって、バリアフリー化整備が望まれる経路を「主要な歩行経路」とする。この「主要な歩行経路」のうち前項で示した「主要な施設」と「駅」とを結ぶ経路については、特に優先的にバリアフリー化整備が望まれる経路として「バリアフリー経路」に設定する。

※「バリアフリー経路」は、地区内のバリアフリー化された経路の配置の方針を示すものであり、交通バリアフリー法に基づく特定経路については、このバリアフリー経路の中から必要性、移動円滑化基準との整合、整備の可能性などを考慮し、別途、選定する。

【主要な歩行経路】

- ・ 現在、重点整備地区内において多くの人々が利用し、重要な歩行者動線になっていると考えられる、国道1号、県道71号（秦野二宮）、二宮国府線、二宮釜野線、北口通り、町役場前・公民館脇道路、北口・南口駅前広場及び南北自由通路を主要な歩行経路として位置付ける。

【バリアフリー経路】

- ・ 上記の主要な歩行経路のうち次頁図に示す以下の4経路をバリアフリー経路として設定する。
 - 1) 二宮駅北口駅前広場から二宮町役場まで至る経路
 - 2) 二宮駅北口駅前広場から北口通りを経て内輪橋を渡り県道71号（秦野二宮）を經由して保健センターまで至る経路
 - 3) 二宮駅北口駅前広場から鉄道沿いに新原田橋を渡り県道71号（秦野二宮）を經由して生涯学習センターラディアンまで至る経路
 - 4) 二宮駅南口駅前広場から二宮郵便局まで至る経路
- ・ これらのバリアフリー経路により、二宮駅と町役場周辺、ITふれあい館、保健センター、生涯学習センターラディアン、元町老人憩いの家、公民館、郵便局、二宮駅周辺金融機関といった主要な施設がバリアフリー化された経路で結ばれる。
- ・ なお、南側市街地から保健センターや生涯学習センターラディアンなどの北側の主要な施設へのアクセスを考慮して、上記3)と4)の経路を結ぶ県道71号（秦野二宮）もバリアフリー経路として設定する。

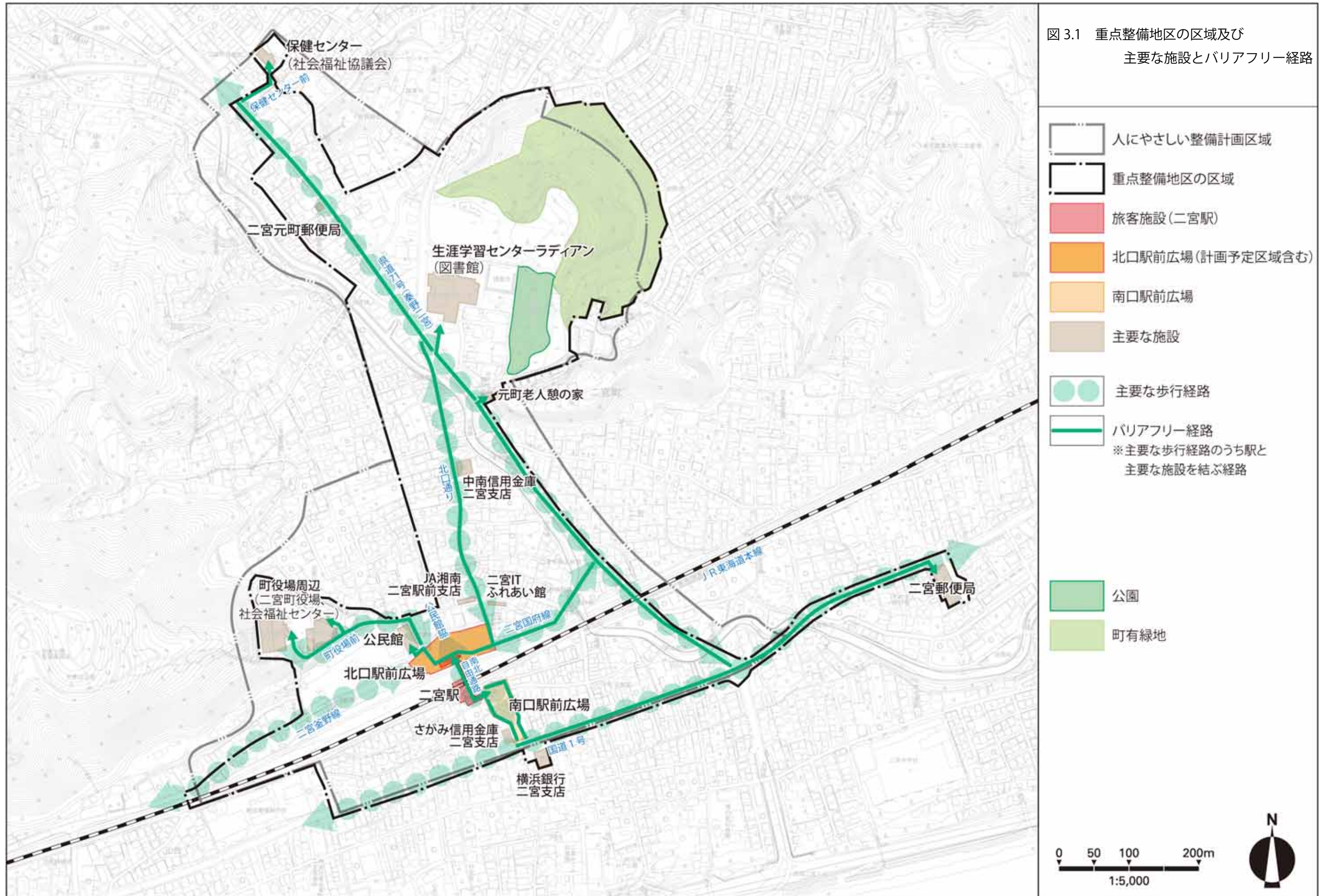
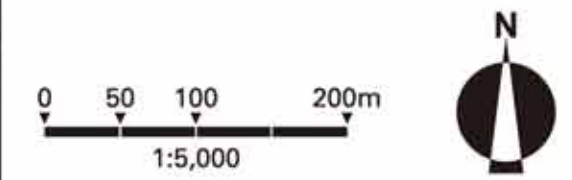


図 3.1 重点整備地区の区域及び
主要な施設とバリアフリー経路

- 人にやさしい整備計画区域
- 重点整備地区の区域
- 旅客施設 (二宮駅)
- 北口駅前広場 (計画予定区域含む)
- 南口駅前広場
- 主要な施設
- 主要な歩行経路
- バリアフリー経路
※主要な歩行経路のうち駅と主要な施設を結ぶ経路
- 公園
- 町有緑地



3.3 重点整備地区の現状と課題

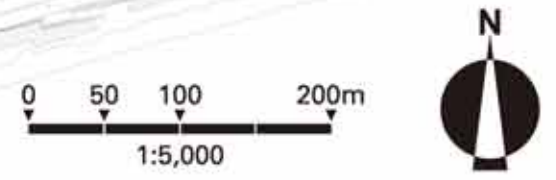
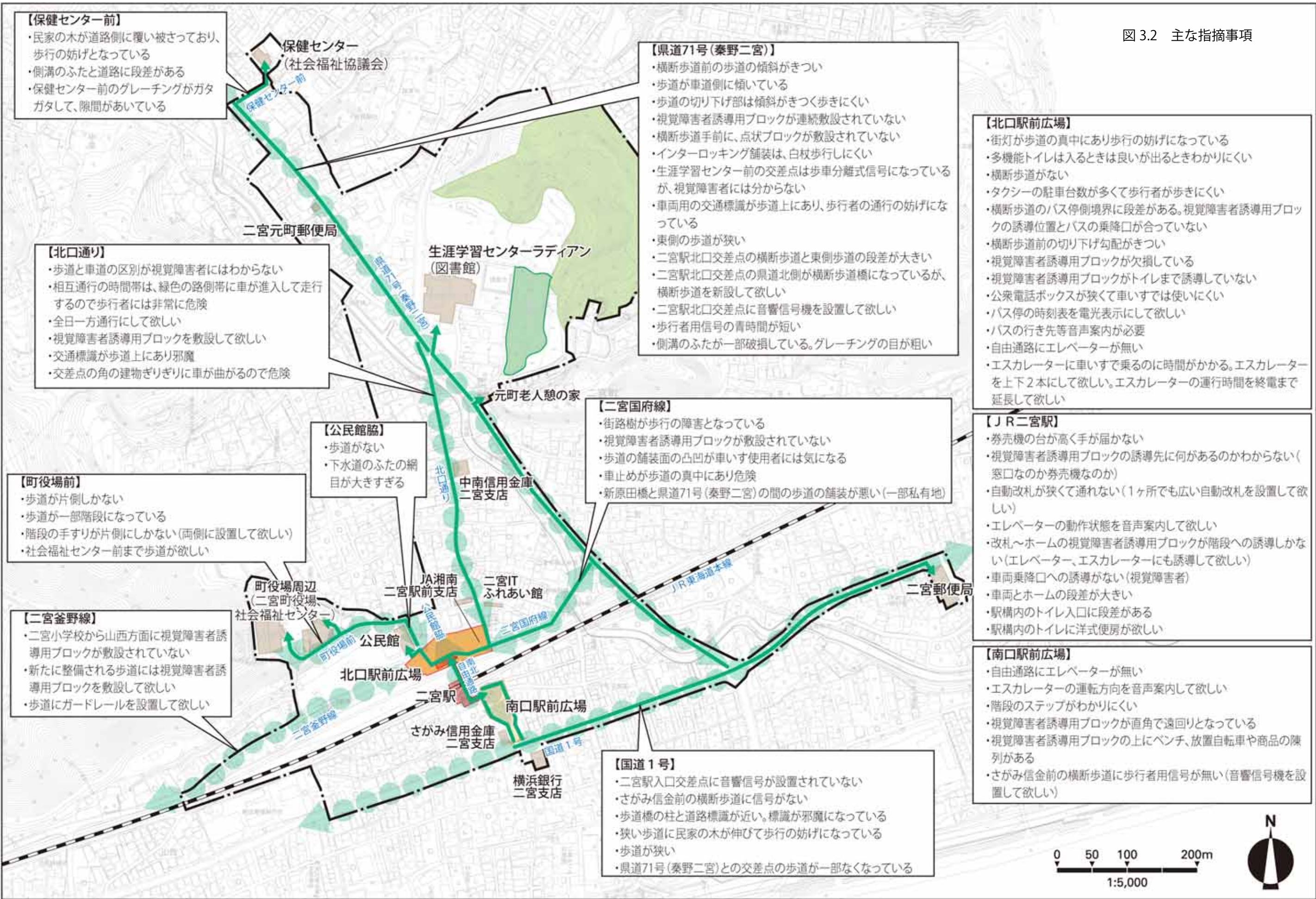
平成 18 年 10 月 11 日に実施した「第 1 回ワークショップ（まち歩き点検）」、平成 18 年 12 月 6 日に実施した「第 2 回ワークショップ」及び事務局による補足調査の結果をもとに、重点整備地区の鉄道駅、駅前広場及び主要な歩行経路における主な問題点等を図 5.2 に整理している。

これらの問題点に対する主な課題を下表にまとめている。

表 3.1 重点整備地区の主な課題

対象施設	主な課題
二宮駅	<ul style="list-style-type: none">・ 誘導案内設備の整備・改善・ 使いやすい設備の整備・改善・ トイレの段差の解消。多機能トイレの設置
自由通路	<ul style="list-style-type: none">・ 駅前広場（北口・南口）と改札階を結ぶエレベーターの設置・ 階段の安全性の向上・ 誰にでもわかりやすい案内サインの設置
道路	<ul style="list-style-type: none">・ 歩道の勾配の改善・ 歩道の平坦性の確保・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改善・ 歩道上障害物の移動・撤去・ 歩道の有効幅員の確保・ 安全な歩行経路の確保（歩道のない道路の場合）・ 目の細かいグレーチングに交換・ 音響信号機の設置・ 誘導サインの設置
駅前広場	<ul style="list-style-type: none">・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改善・ バスのりばの改善・ バス路線図や時刻表等の案内情報の改善・ 多機能トイレ等使いやすい設備の整備・改善・ 誰にでもわかりやすい案内サイン設置

図 3.2 主な指摘事項



3.4 特定経路・特定経路以外の重要経路・その他経路の設定

二宮駅と主要な施設を結ぶバリアフリー経路等について、その経路の現状及びバリアフリー法に基づく道路構造基準を勘案して、以下に示す特定経路・特定経路以外の重要経路・その他経路に分類し、設定する。

【特定経路】： 二宮駅と主要施設を結ぶ経路で、原則として平成 22 年までにバリアフリー法に基づく基準等に適合した整備を実施する経路とする。

【特定経路以外の重要経路】： 二宮駅と主要施設を結ぶ経路で特定経路と同様に重要なバリアフリー経路であり、道路構造、地形等によりバリアフリー法に基づく基準等に適合した整備が困難であるが、出来る限りのバリアフリー化の整備を実施する経路とする。

【その他経路】： その他経路は、二宮駅と主要施設を結ぶ経路ではないが、地区の主たる生活道路としてバリアフリー化が望まれる経路で、平成 22 年までにバリアフリー化の整備に努める経路とする。

参考：バリアフリー法に基づく道路構造基準

- ・ 歩道（自転車歩行者道を含む）を設置
 - ・ 歩道 2 m(1.5m^{*})以上、自転車歩行者道 3 m以上の有効幅員を連続して確保
 - ・ 縦断勾配は 5 % (8 %^{*})以下、横断勾配は 1 % (2 %^{*})以下
 - ・ 舗装は平たんで、滑りにくく、水はけの良い仕上げ
 - ・ 横断歩道への接続部分の段差は 2 cm を標準 等
- ※：市街化の状況や地形の状況等によりやむを得ない場合

二宮駅周辺地区における特定経路・特定経路以外の重要経路・その他経路の設定は、次に示すとおりである。

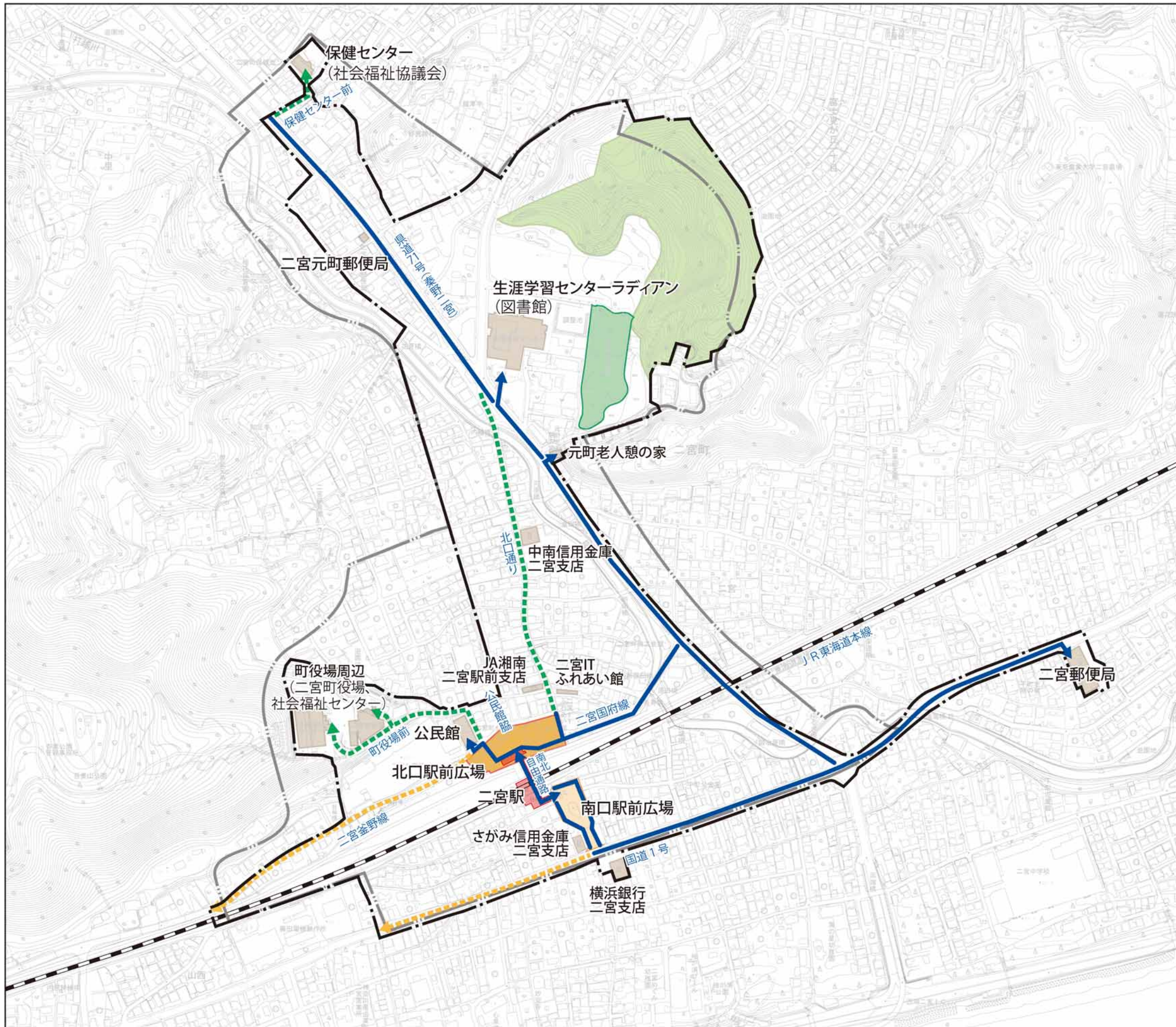











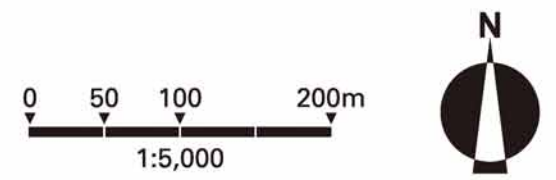


図 3.3 特定経路・特定経路以外の重要経路・その他経路

-  人にやさしい整備計画区域
-  重点整備地区の区域(案)
-  旅客施設(二宮駅)
-  北口駅前広場(計画予定区域含む)
-  南口駅前広場
-  主要な施設
-  特定経路
-  特定経路以外の重要経路
-  その他経路

-  公園
-  町有緑地



3.5 バリアフリー化の事業内容

重点整備地区におけるバリアフリー化の事業（特定事業）は、高齢者、身体障害者等の円滑な移動の経路を確保するための事業であり、特定旅客施設等に関する公共交通特定事業、道路等に関する道路特定事業、信号機等に関する交通安全特定事業、その他の事業に分類される。

これらの事業については、基本構想の内容に即して、各事業者が計画を作成し、行政、事業者が一体となって事業の推進を図る。

(1) 公共交通特定事業

公共交通特定事業は、特定旅客施設である二宮駅のバリアフリー化のための事業と乗合バス（特定車両）のバリアフリー化のための事業である。

整備対象	事業内容	事業主体
二宮駅	<ul style="list-style-type: none">・ 身体障害者等の利用に適した券売機の整備に努める・ 視覚障害者のための音案内（音声または音響案内）の改善に努める・ 多機能トイレを設置する等、段差のないトイレの整備に努める・ 職員の教育訓練の充実	東日本旅客鉄道株式会社
乗合バス	<ul style="list-style-type: none">・ 低床バスの導入を推進する・ 路線図や時刻表等の案内情報をわかりやすく提供する・ 職員の教育訓練の充実	神奈川中央交通株式会社 株式会社湘南神奈交バス

(2) 道路特定事業

道路特定事業は、重点整備地区内の特定経路及び特定経路以外の重要経路として位置づけた歩道等においてバリアフリー化された歩行空間を確保するために実施する事業である。

整備対象	事業内容	事業主体
特定経路 国道1号 県道71号(秦野二宮) 二宮国府線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道の勾配、路面の凹凸等を改善し、平坦性を確保する ・ 歩道上の電柱や交通標識等の占用物が通行の支障になる場合は、占用物の移設等について協力要請をし、出来る限り広い有効幅員の確保に努める ・ 視覚障害者誘導用ブロックは、移動円滑化のために必要な箇所に、利用者の動線を考慮して敷設する ・ 歩行者の障害となる排水溝のグレーチングや溝ふたは網目や穴の小さいものを採用する ・ 歩道と車道の接続部の段差を改善する ・ 横断歩道に接続する歩道には、車いす使用者が滞留できる平坦なスペースを出来る限り確保する ・ バス停留所の歩道は、高齢者、身体障害者等が低床バスに円滑に乗降できる構造とする ・ 交差点等において、主要な施設等の位置や方向等の情報をわかりやすく提供する案内標識を整備する 	国土交通省(道路管理者) 神奈川県(道路管理者) 二宮町(道路管理者) 公共施設等管理者
特定経路以外の重要経路 北口通り 保健センター前 公民館脇 町役場前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通過する車の速度抑制策や歩行空間と車が通行する部分で舗装の色を変えて視覚的な区分をするなどの対策により安全な歩行者の通行を確保する ・ 視覚障害者誘導用ブロックは、移動円滑化のために必要な箇所に、利用者の動線を考慮して敷設する ・ 歩行者の障害となる排水溝のグレーチングや溝ふたは網目や穴の小さいものを採 	二宮町(道路管理者) 公共施設等管理者

	用する <ul style="list-style-type: none"> ・ 町役場前道路は、町役場と反対側にも歩道を設置し、社会福祉センターまでの安全な歩行者の通行を確保する ・ 役場前道路に設けられている階段の両側に手すりを設ける ・ 交差点等において、主要施設等の位置や方向等の情報をわかりやすく提供する案内標識を整備する 	
--	---	--

(3) 交通安全特定事業

交通安全特定事業は、特定経路におけるバリアフリー化のために必要な信号機等の設置に関する事業及び違法駐車行為の防止のための事業である。

整備対象	事業内容	事業主体
特定経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音響式信号機等の設置 ・ 違法駐車取締りを強化 ・ 違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進 ・ 標識・標示の視認性の確保 ・ 交通規制の実施 	神奈川県公安委員会

(4) その他の事業

その他の事業は、駅前広場及び通路等のバリアフリー化及びタクシーのバリアフリー化のための事業である。

整備対象	事業内容	事業主体
自由通路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅前広場と改札階を結ぶエレベーターを設置する（北口・南口） ・ 階段の踏面の端部を着色及び滑り止めを設置する ・ 誰にでもわかりやすい案内サインの設置 	二宮町
北口駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北口駅前広場の再整備の際に、バリアフリー法に基づく基準等に適合した整備を 	二宮町

	<p>実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者の歩行の妨げとならないタクシー駐車スペースの整備 ・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設 ・ バスのりばは、高齢者、身体障害者等が低床バスに円滑に乗降できる構造とする ・ 多機能トイレを誰もが使いやすい設備に改善する ・ 駅周辺の主要な施設の位置などを示す駅周辺案内図を設置する 	
南口駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設または改善 ・ 駅周辺の主要な施設の位置などを示す駅周辺案内図を設置する 	二宮町
タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉タクシーの導入を推進する ・ 職員の教育訓練の充実 	相模中央交通株式会社 神奈中ハイヤー株式会社
地域交通サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、実験運行されているコミュニティ福祉バスの見直しも含め、誰もが利用しやすい地域交通サービスを検討する 	二宮町

3.6 ソフト面の取組

高齢者、障害者等の移動における安全性、利便性の向上を図るためには、特定事業等に示されたハード面の整備とともに、ソフト面の取組が重要である。

(1) 町民への普及・啓発

高齢者や障害者等が安心して街の中を移動でき自立した日常生活を送るためには、ハード面の整備に合わせ、町民の高齢者、障害者等に対する理解と協力が必要である。そのためには、「困っているときにどのように手助けをすればよいのか」など、高齢者、障害者等への接し方や手助けの方法に関するパンフレットの作成、講習会・交流イベント等の開催、小中学校における教育などを行うことにより、広く町民への普及・啓発に努める。

(2) 町民参画によるバリアフリーの実現

歩道がバリアフリー化されていても、歩道上の駐車や駐輪があると、歩行者の通行の障害となることから、町民一人ひとりの配慮が必要である。また、ハードの整備が十分でない場合でも、ほんの少しの手助けや心配りがハード整備を補うこともあることから、町民一人ひとりができることから始めることが重要である。

そのためには、高齢者や障害者等の移動の制約となるバリアの体験や学習の場に参加したり、ボランティア活動等に積極的に参加するなど、町民一人ひとりが自発的にバリアフリーへの取組に努める。

(3) 情報の提供

高齢者、障害者等の安全で安心な公共交通機関を利用した移動を実現していくためには、必要な情報を適切に提供するというソフト面の対応が重要であることから、バリアフリーマップの作成等により、バリアフリー化している経路や内容等の情報を積極的に提供する。

3.7 基本構想の推進

(1) 特定事業計画の策定・事業の推進

基本構想に定められた特定事業を実施していくため、各事業者は本構想に従って特定事業計画を策定し、事業を実施する。

なお、特定事業計画の立案にあたっては、利用者にとって最も使いやすい整備を実現するため、高齢者や障害者等から具体的な整備内容や配慮すべき事項等についての意見を聞き、反映させるように努める。

(2) 総合的な推進体制の整備

基本構想策定後、特定事業計画の策定・事業の実施については、事業者が各々進めていくことになるが、基本構想の実効性を高め、効果的なバリアフリー化を推進していくためには、事業の適切な進行管理を行う必要がある。そのために、事業内容や事業実施スケジュール等の連絡・調整を行う基本構想の総合的な推進体制を整備する。

(3) 事業の進捗に関する情報提供の実施

事業の進捗状況や実施された事業等を広く町民へ伝えるため、町の広報やホームページ等を活用し、町民への積極的な情報提供を実施する。

(4) 事業後の評価の実施

事業の実施により、利用者の安全性、利便性、快適性がどれくらい向上したかを把握することが必要である。そのため、高齢者や障害者等の参加による整備後の現地確認やヒアリング等を実施し、利用者からの意見を集め、事業の評価を実施する。

また、その結果をもとに、必要に応じて整備内容の見直しを行うことや次の事業に活かすことにより、バリアフリー化事業の質の向上を図る。

(5) 基本構想の見直し

今後、高齢化のさらなる進展や高齢者、障害者等の社会参加の機会が増加することにより、バリアフリー化に対する要求は、ますます高まっていくことが予想される。一方、高齢者、障害者等の新しい移動手段や移動を支援するシステムの開発など、バリアフリー化に関する技術開発も進められている。このような社会参加の変化や新たな技術の開発に合わせ、必要に応じて、基本構想の見直しについて検討を行うものとする。